

議案第86号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に関し、関係条例を整備する等の必要があるによる。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(福岡市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 福岡市職員の分限に関する条例(昭和26年福岡市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「3年」の次に「(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)にあつては、同条第2項の規定に基づき任命権者が定める任期。以下同じ。)」を加え、同条第3項中「以内」の次に「(会計年度任用職員にあつては、法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内)」を加える。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第2条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡市職員の処遇等に関する条例(昭和63年福岡市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

第5条中「別表第1」を「第11条」に改める。

(公益的法人等への福岡市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 公益的法人等への福岡市職員の派遣等に関する条例(平成13年福岡市条例第54号)

の一部を次のように改正する。

第5条中「別表第1」を「第11条」に改める。

第11条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

第15条中「別表第1」を「第11条」に改める。

(福岡市職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第4条 福岡市職員の懲戒に関する条例(昭和26年福岡市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「給料」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、福岡市職員の給与に関する条例(昭和26年福岡市条例第18号)第22条の6第3項に規定する基本となる報酬)」を加える。

(福岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 福岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年福岡市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第6条 福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和31年福岡市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

(福岡市職員等旅費支給条例の一部改正)

第7条 福岡市職員等旅費支給条例(昭和28年福岡市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第4条第1項中「旅費」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員がその職務のために旅行した場合にあつては、費用弁償としての旅費。以下同じ。)」を加え、同条第3項中「地方公務員法」及び「同法」を「法」に改め、同条第6項中「第5項」を「前項」に、「第5条第3項」を「次条第3項」に改める。

第5条第3項中「第6条第1項」を「次条第1項」に改める。

第20条第1項第1号中「命ぜられた」を「命じられた」に改め、「の各号」を削る。

第27条中「車馬」を「車」に改める。

別表第1 1等級の項中「農業委員会委員」の次に「農地利用最適化推進委員」を加える。

(福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第8条 福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成5年福岡市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第11条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第20条第1項中「(以下「消防局」という。)」を削る。

第27条中「第26条」を「前条」に改める。

第28条第2項中「定める日」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員にあっては、これらに相当する日として任命権者が定める日)」を加え、同条第3項中「第8条第5項」を「第8条第4項」に改める。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第9条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和32年福岡市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第7号中「明治31年法律第9号」を「明治29年法律第89号」に改める。

第8条第2項中「第13条第1項」を「第13条」に改める。

第13条第2項を削る。

第16条の前の見出しを「(会計年度任用職員の給与)」に改め、同条を次のように改める。

第16条 第2条の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。次項において同じ。)の受ける給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

2 フルタイム会計年度任用職員には、第4条、第4条の3、第4条の5及び第10条の2の規定は適用しない。

第16条の次に次の1条を加える。

第17条 第2条の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。次項において同じ。)の受ける給与の種類は、

給料，地域手当，通勤手当，特殊勤務手当，時間外勤務手当，夜間勤務手当，休日勤務手当，宿日直手当及び期末手当とする。

2 パートタイム会計年度任用職員には，第4条，第4条の3，第4条の5，第10条の2及び第11条の規定は適用しない。

(福岡市職員退職手当支給条例の一部改正)

第10条 福岡市職員退職手当支給条例（平成16年福岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「該当する者」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加え，同項第6号を削る。

第10条第3項に次のただし書を加える。

ただし，第23条第1項の規則で定める場合に該当するときは，この限りでない。

第10条第4項を次のように改める。

4 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員のうち，月の中途において採用され，又は退職したものの当該採用された月又は退職した月に関する第1項及び第2項の規定による在職期間の計算については，雇用日数が18日以上である月は，その職員は1月在職したものとみなす。

第10条第6項中「第2条第1項第4号から第6号まで」を「第2条第1項第4号及び第5号」に改め，「常時勤務に服することを要しない者及び臨時的任用職員を除く。」を削り，「，引き続き職員となったとき」の次に「（職員以外の地方公務員等（第2条第1項第1号から第3号までの規定に該当する者その他市長が定める者（以下「単労職員等」という。）を除く。）のうち臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される者若しくは常時勤務に服することを要しない者（以下「臨時的任用職員等」という。）が引き続き職員となったとき又は職員以外の地方公務員等（単労職員等を除く。）が引き続き職員のうち臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員若しくは法第22条の2第1項第2号に掲げる職員となったときを除く。）」を，「されていた期間」の次に「（当該期間に臨時的任用職員等としての在職期間（単労職員等としての在職期間に通算することとされていた期間を除く。）が含まれている場合にあっては，これを除く。）」を加える。

第23条第1項中「ときは」の次に「，規則で定める場合を除き」を加える。

第24条を第25条とし、第23条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員に関する読替え)

第24条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対する第8条及び第9条の4第1項の規定の適用については、第8条中「地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)」とあるのは「地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又は福岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年福岡市条例第51号)」と、第9条の4第1項中「地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項」とあるのは「地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項、労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項又は福岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第2条の2」と読み替えるものとする。

附則に次の1項を加える。

(臨時的任用職員に係る特例)

36 第10条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、平成32年3月31日以前の臨時的任用職員としての在職期間を含まないものとする。ただし、同条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間(第2条第1項第1号から第3号までの規定に該当する者としての在職期間を除く。)及び第11条第2項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた公庫等職員としての引き続いた在職期間に、同日以前の臨時的任用職員としての在職期間が含まれる場合については、この限りでない。

(福岡市モーターボート競走事業従事員の給与の種類及び基準を定める条例の廃止)

第11条 福岡市モーターボート競走事業従事員の給与の種類及び基準を定める条例(平成29年福岡市条例第1号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡市職員の処遇等に関する条例第5条の改正規定、第3条中公益的法人等への福岡市職員の派遣等に関する条例第5条及び第15条の改正規定、第7条中福岡市職員等旅費支給条例第4条第6項、第5条第3

項、第20条第1項第1号、第27条及び別表第1の改正規定、第8条中福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例第11条、第20条第1項、第27条及び第28条第3項の改正規定、第9条中単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条第2項第7号及び第8条第2項の改正規定並びに第13条第2項を削る改正規定並びに第10条中福岡市職員退職手当支給条例第10条第3項にただし書を加える改正規定及び第23条第1項の改正規定 公布の日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成32年4月1日

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前において、この条例による廃止前の福岡市モーターボート競走事業従事員の給与の種類及び基準を定める条例の規定により支給事由の生じた給与の支給については、なお従前の例による。